

# 令和7年度関係人口創出モデル事業 委託仕様書

## 1 委託事業名

令和7年度関係人口創出モデル事業

## 2 目的

人口減少を起因とした担い手不足によって地域の活力維持・創出が困難になっている現状を踏まえ、地域外人材を呼び込み、地域づくりの一翼を担う「関係人口」を創出するモデル事業を実施し、持続可能な地域の実現を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 事業内容

スポーツを活用した地域外から人を呼び込むイベントの開催に併せ、食や観光など、地域の魅力を体験するメニューを提供することにより、愛着を形成し、外部人材の関係人口化を図る。

### (1) モルック大会の開催

インクルーシブスポーツとして近年注目されている「モルック」の大会を開催し、年齢や性別、居住地や職業等を問わず多様な立場の人々の参加を募り、地域内外の人々の交流を図る。

#### ① 開催時期

令和7年8月～11月の間

#### ② 開催場所

久万高原町内

#### ③ 参加者

町内外から36チーム以上（1チームあたり5名程度）を受け入れる。

#### ④ その他

- ・雨天（気象警報発令や荒天を除く）時でも開催可能な代替会場を確保すること
- ・競技団体と連携し、必要に応じて審判員等競技に関する知識を有するスタッフを配置すること
- ・必要な資機材や人員の数及び調達方法についても提案内容に記載すること。

### (2) 地域との交流を深める周辺イベントの実施

上記(1)の大会当日に、地域外の参加者が地域の魅力に触れ、愛着形成するイベントを実施する。

#### ① 内容

モルック大会の参加者が、大会開催中に体験できるもので、地域の食や産業の魅力に触れることができるものであること。

#### ② 開催場所

(1)の大会会場周辺エリアや久万高原町各所など

③ 参加者

(1) の大会参加者に加え、近隣市町に居住する学生やファミリー等

④ その他

・扱うテーマや地域資源は限定しないが、食及び特産品は必須テーマとする。

**(3) 地域外住民向けエクスカーションツアーの実施**

上記(1)の大会前日又は翌日に、地域外の参加者を対象とした体験ツアーを実施し、より深い地域への理解・愛着形成を図る。

① 内容

久万高原町内を周遊し、地元飲食店や自然アクティビティなど地域ならではの体験を重ね、地域住民との交流を図ることができる内容であること。

② 開催場所

久万高原町内

③ 参加者

上記(1)の大会参加者で、久万高原町外に居住する方

※人数はおおむね20名程度を想定

④ その他

- ・ツアースケジュール、具体的な体験メニュー及び体験場所を提案すること。
- ・移動及び宿泊に関してはツアーに含めるかどうかを明記し、含める場合には必要に応じて登録旅行業者の協力を得ることとし、含めない場合には登録業者の協力なしに実施する具体的な方法を明記すること。

**(4) その他**

・上記(1)～(3)について、必要十分な参加者を確保することを目的に任意の媒体で告知及び募集を実施する。

・参加者を対象としたアンケートを実施する。

**5 事業計画書及び報告書の提出**

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。

(3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 愛媛県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

**6 再委託の可否**

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、契約書内様式第1号を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県のご了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

## 8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上での個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

## 9 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。